

平塚市請負工事設計変更ガイドライン

(土木工事編)

平塚市総務部契約検査課

目 次

1. 設計変更ガイドライン策定の背景
 - (1) 土木請負工事の特性
 - (2) 発注者・受注者の留意事項
 - (3) 設計変更の現状
 - (4) 適切な設計変更の必要性
 - (5) ガイドライン策定の目的
 - (6) 設計変更ガイドラインの位置づけ
2. 設計変更が不可能なケース
 - ◆基本事項
3. 設計変更が可能なケース
 - ◆基本事項及び留意事項
 - (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項の2）
 - (2) 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項の3）
 - (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第1項の4）
 - (4) 発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合（契約書第19条）
 - (5) 工事中止の場合（契約書第20条）
 - (6) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの
 - (7) 受注者からの請求による工期の延長（契約書第21条）
 - (8) 発注者の請求による工期の短縮（契約書第22条）
 - (9) 請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第30条）
4. 設計変更手続きフロー
5. 設計変更に関わる資料の作成
6. 指定・任意の使い分け
7. 契約変更手続きと特例

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特性

- 個別に設計された目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有しています。
- 当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要があります。

(2) 発注者・受注者の留意事項

- 発注者は設計積算にあたって、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める必要があります。
- 受注者は、工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要です。

(3) 設計変更の現状

※業界から次のような意見が出されています。

【設計成果】

- 設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

【発注時の条件整備】

- 関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

【条件明示】

- 施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。
- 施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

【照査の範囲外】

- 照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

【一時中止】

- 工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

※設計変更とは：契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること。

※契約変更とは：契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること。

(4) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されています。

また、変更見込金額が請負代金の1/3を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととします。(但し、変更見込金額が請負代金の1/3を超える場合は追加する前に庁内決裁が必要となります。)この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金の1/3を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはありませぬ。

(5) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、「設計変更ガイドライン(土木工事編)」(以下、「本ガイドライン」という。)を策定するものです。

なお、本ガイドラインは、工事に携わる技術者に対して、一般的な考え方を示すものです。

(6) 設計変更ガイドラインの位置づけ

設計変更及び契約変更については、工事請負契約書約款(以下、「契約書」という)第18条から第24条及び神奈川県土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という)1-1-15から1-1-17に記載されていますが、その具体的な考え方や手続きについては、「本ガイドライン」によることとします。

2. 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として**設計変更できません**。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合。
2. 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合。
3. 「**承諾**」で**施工**した場合。
4. 契約書・共通仕様書に定められている**所定の手続きを経していない場合**（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-15～1-1-17）。
5. **正式な書面によらない事項**(口頭のみ)の指示・協議等)の場合。

※契約書第26条（臨機の措置）については別途考慮します。

承諾 : 受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの⇒**設計変更不可**

協議 : 発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの⇒**設計変更可能**

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能です。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）。
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合**。
3. **所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの**（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もあります）。
4. 受注者が行うべき「**設計図書の照査**」の**範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【設計変更手続きに関する留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示します。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたります。
 2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書にもとづき書面で行います。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性【別途発注ではないか】を明確にします。)
 3. 設計変更指示書(以下、「指示書」という。)へ概算金額の記載します。ただし、以下の事項を条件とします。
 - ①受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載します。
 - ②受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとしますが、下記の事例による場合は記載しなくてもよいこととします。
 - ③記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。
 - ④概算金額の算出条件を明確にします。
- ※具体的な記載の運用については次頁に記載します。

◆概算金額を指示書に記載しない場合の事例

次の事由によるときは、概算金額の提示無しに変更内容の施工を指示することが出来るものとします。

- (1) 当該箇所の施工を早急に実施しないと、市民生活および当市の各種施設利用者等に重大な支障が生じると危惧される
とき。
- (2) 当該箇所の施工が完了しないと設計変更の内容(数量・概算金額等)が確定しないとき。

※この事例の場合、変更内容の施行が終了し、変更数量、仕様等が判明した時点で、変更指示書をもって概算金額の提示を行ってください。

■指示書への概算金額の記載方法等

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載します。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあつては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限りです。

ここで記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではありません。

また、前項に示した事例のように、概算金額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとします。

【発注者からの指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、設計変更手続きを行う場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行います。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算金額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載します。
3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とします。また、記載した概算金額の出典や算出条件等について明示します。
4. 概算金額は、10万円単位を基本（10万円未満の場合は1万円単位）とします。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

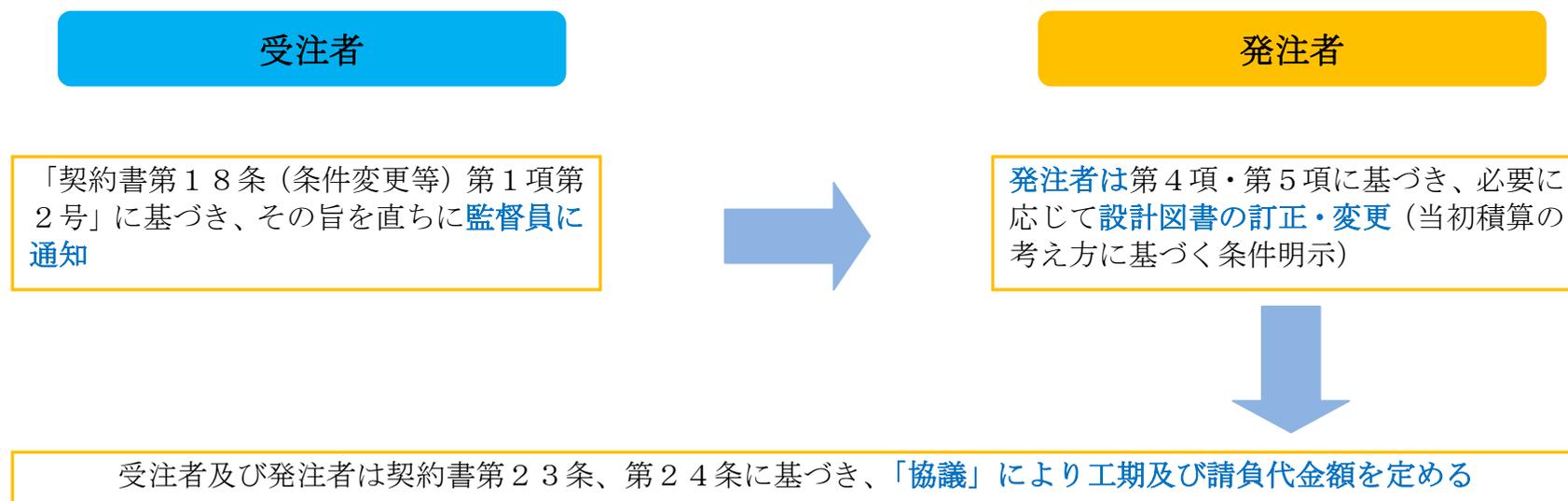
1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行います。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算金額を記載します。
3. 概算金額の明示にあつては、協議時点で受注者から見積書の提出があつた場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載します。受注者から見積書の提出がない場合は、概算金額を記載しません。
4. 概算金額は、10万円単位を基本（10万円以下の場合は1万円単位）とします。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第18条第1項第2号)

【設計変更可能なケース】

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要があります。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらう必要があります。



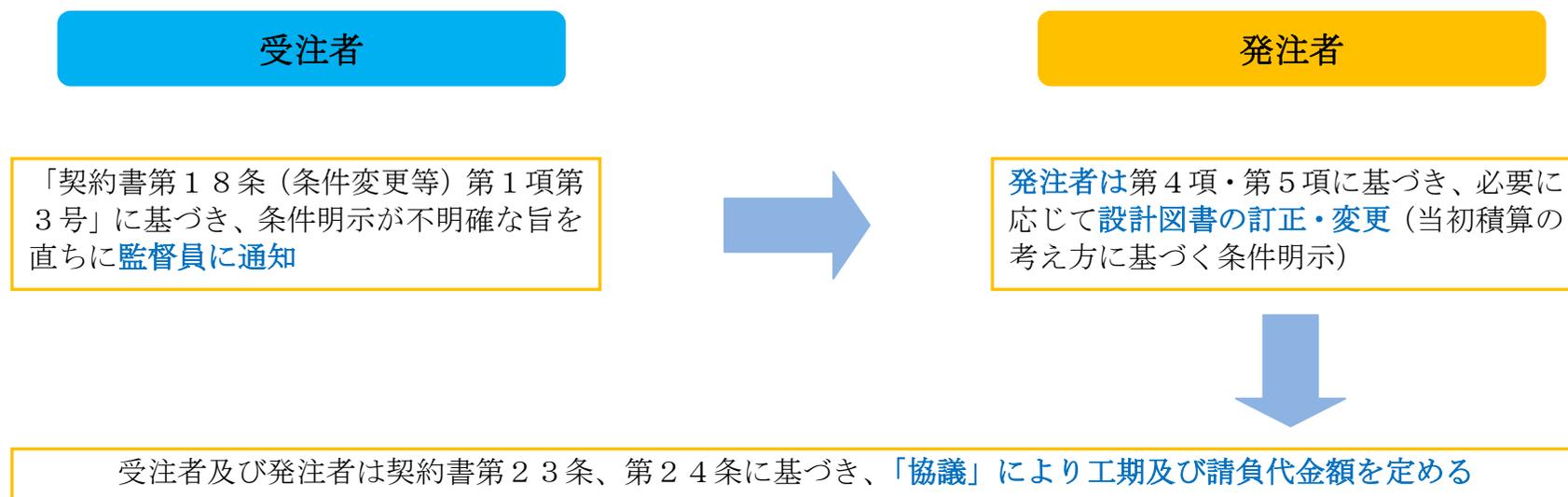
(例)

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合。
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き (契約書第18条第1項第3号)

【設計変更可能なケース】

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことです。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當です。



(例)

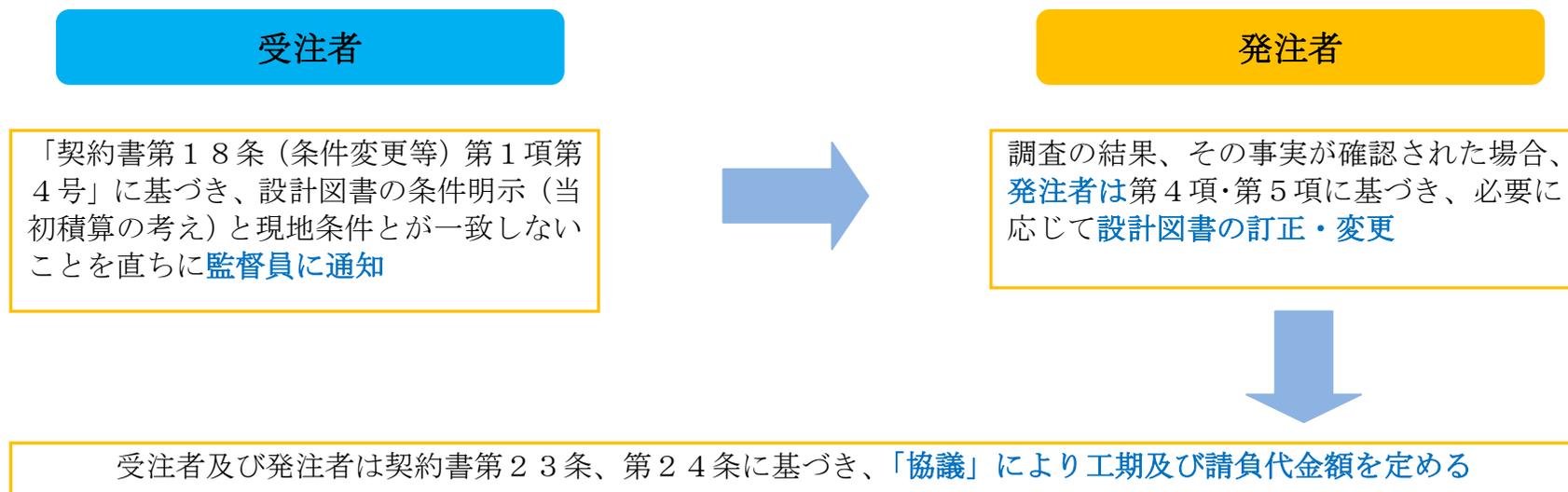
ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。

イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第18条第1項第4号)

【設計変更可能なケース】

○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられます。



(例)

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- オ. その他、新たな制約等が発生した場合

契約書第18条第1項に基づく手続き（第4号に関する例）

様式第17号（第18条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)
総括監督員 〇〇 〇〇様

受注者 住所 平塚市〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

設計図書との不一致の確認について

次の工事を施工するにあたり、設計図書との不一致等が生じたので、確認をお願いし、工事請負契約約款第18条第1項の規定により通知します。

1 工事名	〇〇〇〇工事
2 工事場所	平塚市〇〇地内
3 契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
5 不一致等の内容	汚水管敷設のため掘削を行ったところ、地下水位が設計図書に示された計画水位より約〇〇cm高く、又、設計図書に示されていない伏流水の湧出が毎分〇〇リットル程度認められます。位置及び状態については、別図及び写真のとおりです。 受注者よりの意見 原設計である改良土による埋戻しではなく、再生砂及び再生砕石にての埋戻しを提案します。

課長	担当長	総括監督員	主任監督員	担当監督員

受注者⇒工事主管課

様式第17号（第18条関係）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(受注者)
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

平塚市長 〇〇 〇〇 印

設計図書との不一致等確認事項に関する措置について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のありました事項については、次のとおり措置することにしたので、工事請負契約約款第18条第3項の規定により通知します。

1 工事名	〇〇〇〇工事
2 工事場所	平塚市〇〇地内
3 契約年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 措置決定事項	現地及び提出された資料を確認した結果、地下水位が設計図書に示した計画水位より〇〇cm高く、又、設計図書に示していない伏流水の湧出が毎分〇〇リットル確認されたため、汚水管の埋戻しについて、原設計の変更を行います。 変更内容は、別途指示します。

受注者⇒工事主管課

(4) 発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合（契約書第19条）

【設計変更可能なケース】

- 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 発注者は予定している追加工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すのが望ましい。

受注者

発注者

設計図書の変更に伴うもの(発注者が設計図書の変更を必要と認めた時)発注者が設計図書を訂正・変更

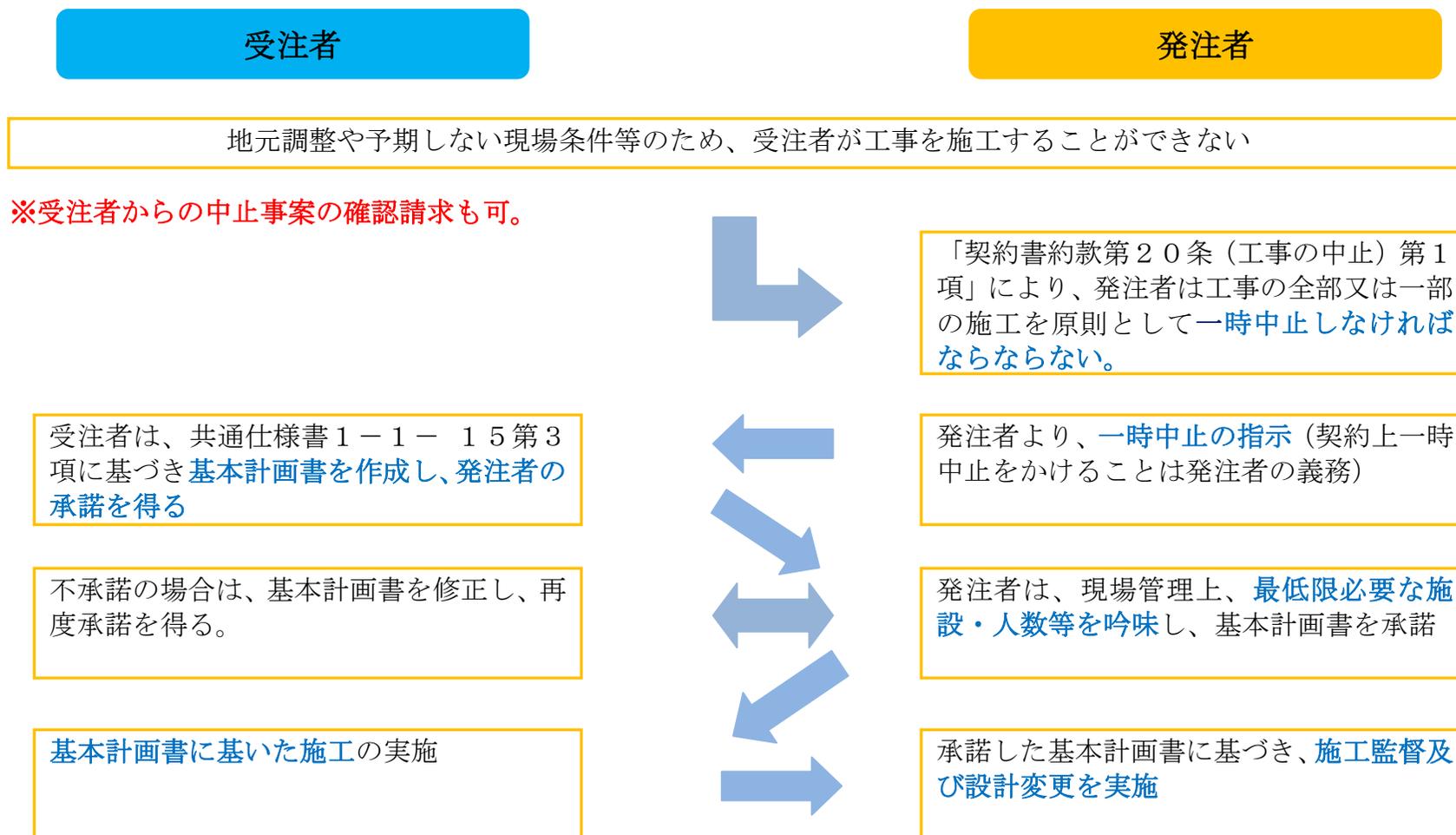


発注者及び受注者は契約書第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

(5) 工事中止の場合の手続き (契約書第20条)

【設計変更可能なケース】

○受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き。



(例)

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

【設計変更可能なケース】

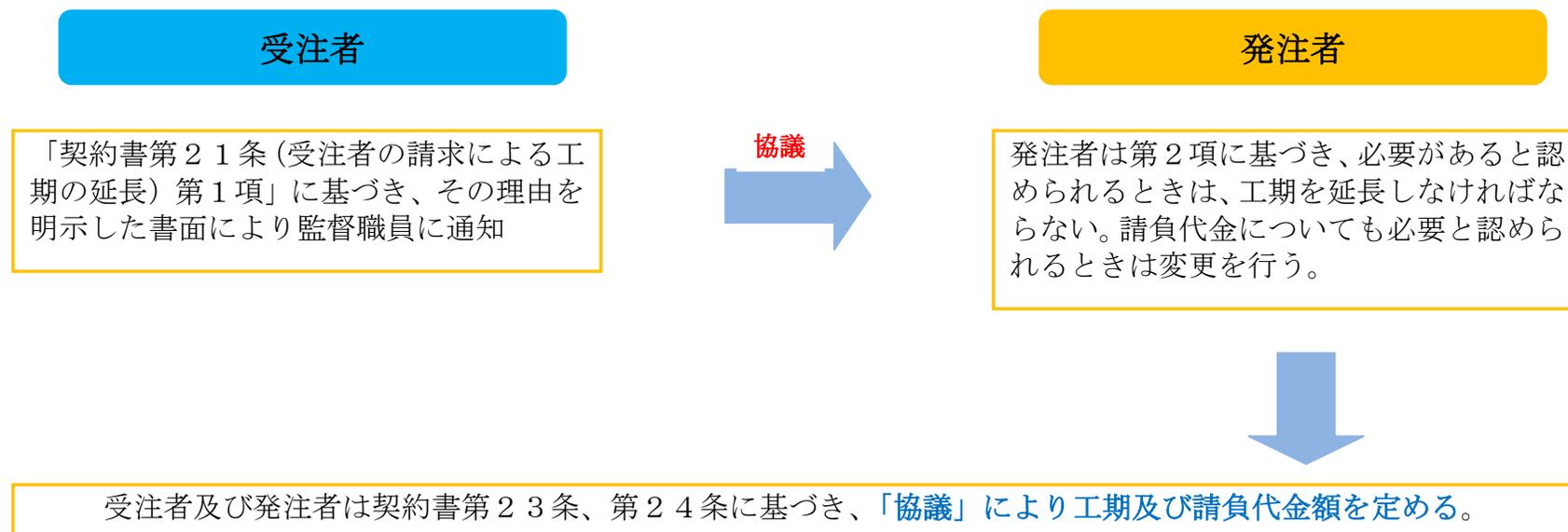
1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれます。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱います）。
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
 11. 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
 12. 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず共通仕様書「14-4-3 路面切削工」「14-4-5 切削オーバーレイ工」「14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれます）。

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとします。

(7) 受注者からの請求による工期の延長（契約書第21条）

【設計変更可能なケース】

○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができます。



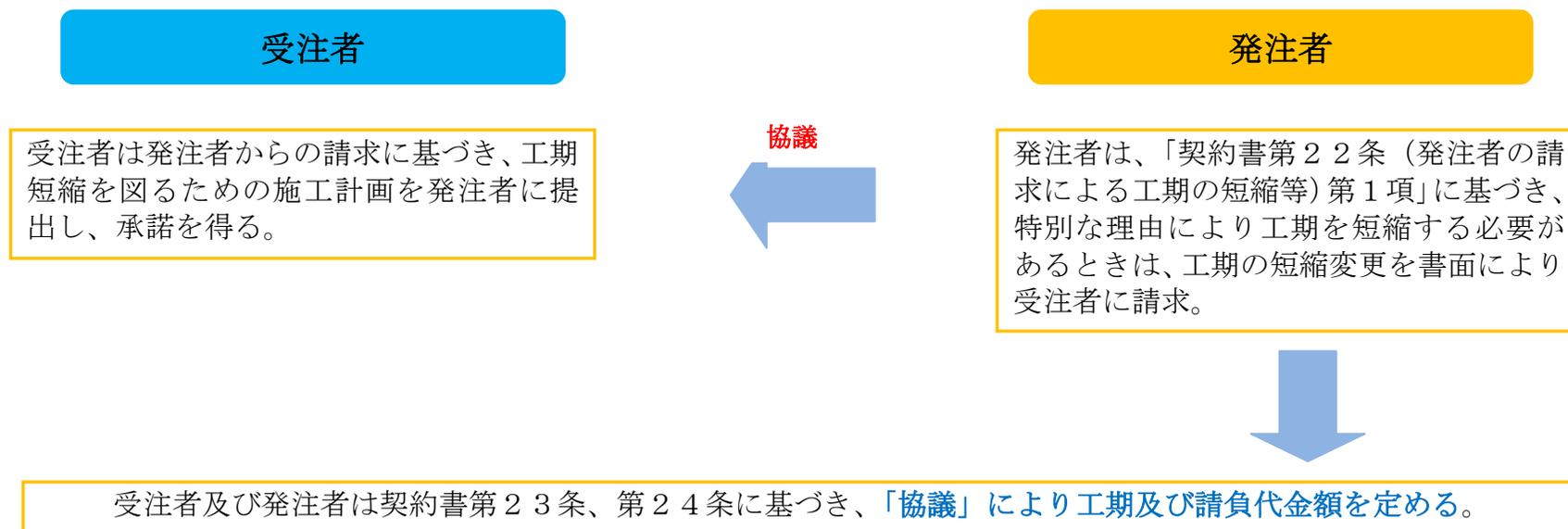
(例)

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(8) 発注者の請求による工期の短縮（契約書第22条）

【設計変更可能なケース】

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができます。



(例)

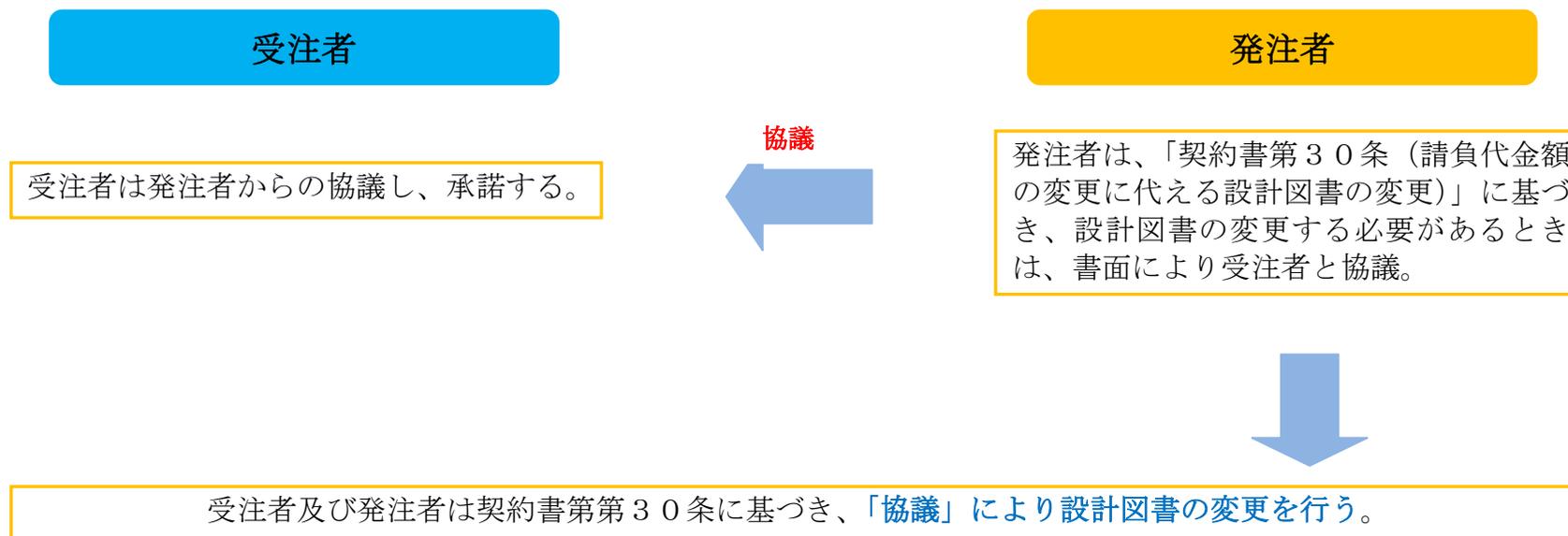
- ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
- イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(9) 請負代金額の変更に代える設計図書の変更 (契約書第30条)

【設計変更可能なケース】

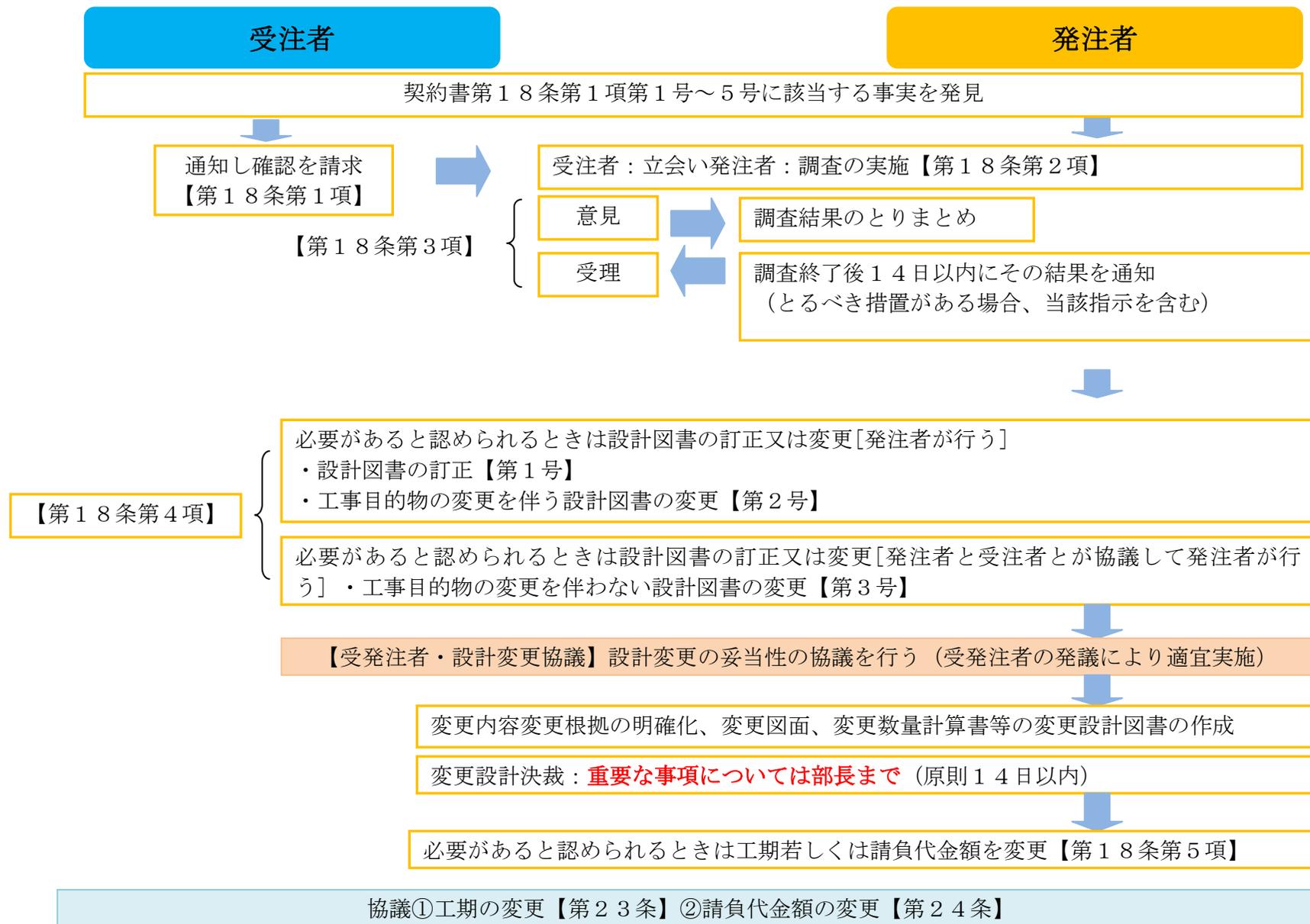
○発注者は、予算制度に基づいて公共工事を執行し、予算の範囲内でのみ契約を締結できます。しかし、契約書では、一定の場合に請負金額の増額又は発注者が必要な費用等を負担しなければならないとしているため、何らかの事由で設計変更が生じた場合、請負金額が予算の範囲内を上回ることがあります。

このような場合には、発注者は、設計図書を変更し、当初の請負金額又は発注者の負担できる範囲内の増額に相応する工事量とすることができます。



【補足：工事の目的、内容が著しく損なわれる場合には、適用できません。なお、設計変更（設計図書の変更）は行いますが、請負金額に変更がない場合は、契約変更は行わないものとし、設計変更協議書を取り交わします。ただし、設計変更（設計図書の変更）が起因となる請負金額又は契約工期の変更が生じた場合は、契約変更を行う必要があります。】

4. 設計変更手続きフロー

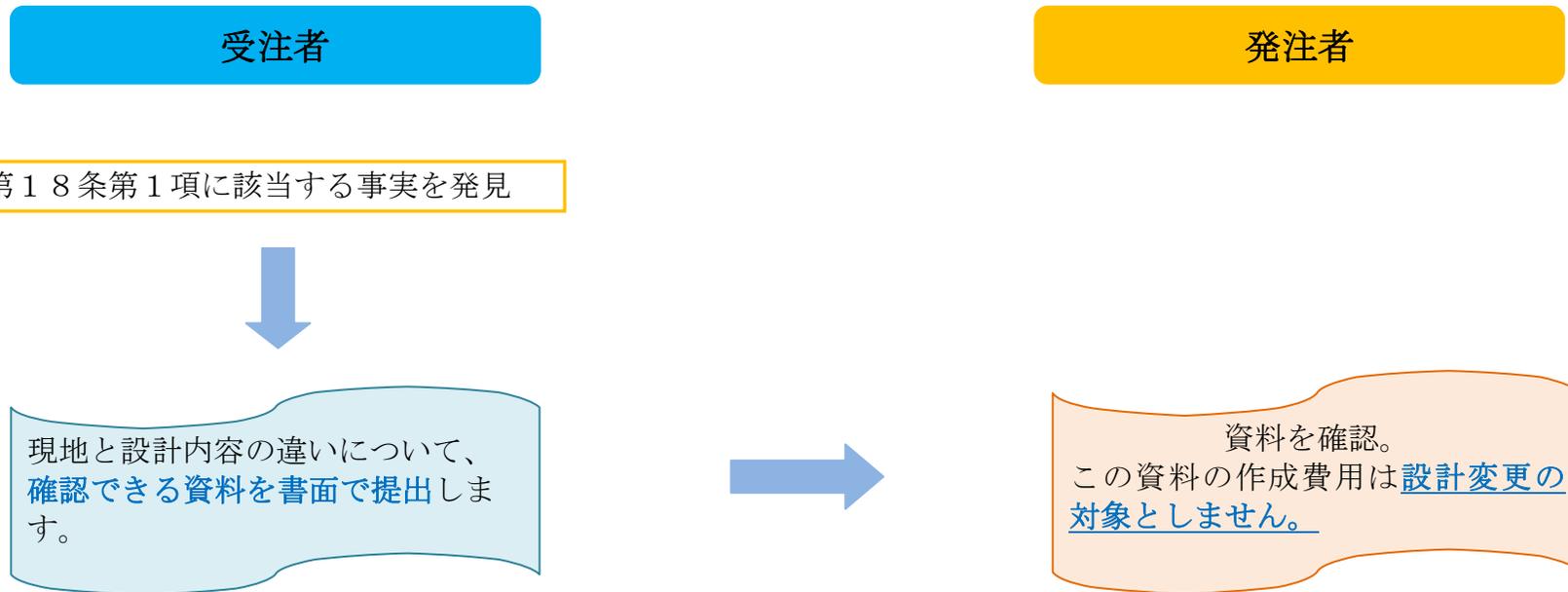


5. 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「[契約書第18条第1項](#)」に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としません。



2) 設計変更に必要な資料作成

「契約書第18条第1項」に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「契約書第18条第4項」に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認します。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとします。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認します。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象となります。
- ⑤ **増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とします。**

【契約書第18条第4項】

受注者

発注者

～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは～

- ・ 設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
- ・ 必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を
作成し提出。

資料を確認
この資料の作成費用は設計変更
の対象とします。

6. 指定・任意の使い分け

【基本事項】

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行います。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としません。
3. ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行います。

【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意してください。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要があります。
2. 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要です。

※任意における下記のような対応は不適切となります。

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバックホで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行います。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲です。

契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定します	施工方法等について具体的には指定しません
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象としません
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とします	設計変更の対象とします
その他	<指定仮設とすべき事項> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

◆ 契約変更手続きと特例

○契約変更手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。

○契約変更手続きの特例

次に掲げる事由に係る設計変更の概算金額の合計金額が、当初の請負金額の20パーセント未満で、かつ、500万円を超えない場合は、工期の末の3週間前（債務負担行為に基づく工事及び継続年度契約工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末の3週間前）までに集約して契約変更を行う（以下、「集約契約変更」という。）ことが出来るものとします。

ただし、次に掲げる事由である場合であっても、契約内容が議会承認を必要とする場合（請負代金額及び契約の相手に係る変更）は集約契約変更の対象外とし、原則に則って実施します。

なお、契約書第30条により、請負代金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合にあつては、請負代金額に変更が生じない場合、前述のただし書きの限りではありません。

- (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの。
- (2) 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されないもの。
- (3) 国等の補助金又は交付金の対象事業に係るものであつて、国等の調整が必要ないもの

なお、集約契約変更を前提に設計変更指示を行う場合は、工期末等に集約契約変更を行う旨を、指示書に記載することとします。